

# 行政

# 改革

信頼と責任

平成23年度～平成28年度

行方市

## 第2次行政改革大綱

～新しい行方市の地域経営体制づくり～

## 【目 次】

□	第1次行政改革大綱及び集中改革プランの取り組み	2
(1)	策定の背景	2
(2)	推進期間	2
(3)	重点項目	2
□	第1次行政改革大綱及び集中改革プランの検証	2
(1)	事務・事業の再編並びに整理	2
(2)	組織機構の適正化と職員の能力向上	2
(3)	定員管理及び給与の適正化の推進	3
(4)	市民参画による公共サービスの向上	3
(5)	財政の健全化	3
(6)	情報化の推進	3
■	第2次行政改革大綱基本方針	4
(1)	行政改革の必要性	4
(2)	行政改革推進の基本方針	4
(3)	行政改革大綱の推進期間	4
(4)	行政改革大綱の推進体制	4
(5)	行政改革大綱の重点項目	5
(6)	行政改革実施計画（新集中改革プラン）の策定	5
■	新集中改革プラン	6
(1)	新集中改革プラン策定の趣旨	6
(2)	新集中改革プランの実施期間	6
(3)	新集中改革プランの推進項目	6
1	信頼と責任ある行政経営	6
1-1	情報化の推進	6
1-2	行政評価システムの確立	6
1-3	組織・業務の継続的な見直し	6
1-4	公有財産の有効活用	7
1-5	職員の資質向上と適正化	7
2	市民協働による行政経営	7
2-1	市民協働の推進	7
2-2	市民協働の環境整備	7
2-3	外郭団体等の運営自立促進	7
3	健全財政による行政経営	8
3-1	歳入の確保	8
3-2	経常収支比率の抑制	8
3-3	実質公債費率の抑制	8
3-4	財政調整基金等の有効活用	8
3-5	地方公営企業の財政健全化	8
4	行財政改革による市民生活への還元	9
◆	参考資料（委員名簿・経緯・条例・要綱）	10～12

## □ 第1次行政改革大綱及び集中改革プランの取り組み

---

### (1) 策定の背景

平成17年9月2日麻生町、北浦町、玉造町が合併し「行方市」が誕生しました。地方分権が進む中、当市としても経済状況の低迷や人口減少の到来により、財政状況は脆弱化し地域間競争が激化する中で、持続可能なスリムで効率的な行政運営と行政能力の向上、健全な財政基盤の確立が緊急かつ重要な課題となりました。

このような状況下において、地域の独自性を活かし地域間競争に勝ち抜いていくため、行政のコスト意識、業務の成果に重点を置き、これまでの行政と市民との関係を抜本的に見直し、限られた行政資源を総合的・効果的に活用することを目指しました。

また、平成17年3月に総務省から「地方自治体における行政改革の推進のための新たな指針」及び平成18年5月の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法(行政改革推進法)」成立により、行政のスリム化が一層求められ、当市では新しい行方市にふさわしい行政運営を構築する指針として「行方市行政改革大綱」及び「集中改革プラン」を策定しました。

### (2) 推進期間

計画期間は平成18年度～平成22年度までの5ヵ年間

### (3) 重点項目

1. 事務・事業の再編並びに整理
2. 組織機構の適正化と職員の能力向上
3. 定員管理及び給与の適正化の推進
4. 市民参画による公共サービスの向上
5. 財政の健全化
6. 情報化の推進

## □ 第1次行政改革大綱及び集中改革プランの検証

---

### (1) 事務・事業の再編並びに整理

事務事業の再編整理については、緊急性の高い、白帆荘・老人いこいの家等の施設運営の見直しによる廃止の決定や、学校給食センターの統合並びに業務委託を完了することができた。また、補助金の適正化についても補助金検討委員会を設置し、評価改善を求めるなど、多くの推進事項において取り組みが計画的に実施された。反面、市民との協働や PFI 事業等の推進など、取り組みの進展が見られない項目もあり、これらについては、原因を追究し継続すべき課題の有無についても再検証を要する。

### (2) 組織機構の適正化と職員の能力向上

職員の減少に伴う、効率的で機能的な組織機構の継続的な見直しを実施する中で、土・日

窓口業務の開庁に取組みサービスの拡充を図った。反面、人材育成の面で、人材育成基本方針の策定は完了したが、人事評価制度は試行段階にあり、本格的実施には至らなかった。目標管理やマネジメントの強化を含む人材育成は、重要かつ継続的な課題であるため、効果的な取組みの強化が求められる。

### (3) 定員管理及び給与の適正化の推進

行政改革大綱において、職員の定員管理計画を位置づけたが、さらに具体的な方針を明確にするため、翌19年度には「定員適正化計画」を策定し、新規採用を退職者の3割以内に抑制するなど、計画に沿った取り組みを実践。また、給与等の適正化についても、継続的に給与及び各種手当の抑制を実施。「定員適正化計画」は、平成23年度に見直しを行うため、専門職員や非常勤職員等の将来的配置も視野に入れた、計画の策定が強く求められることとなる。

### (4) 市民参画による公共サービスの向上

積極的な市民参加を促すために、平成22年度に市民提案型補助金「元気補助金」の創設や市長ふれあい懇談会を実施し、市民活動の支援及び意見交換の場の拡充を図った。

また、公平で透明性の高い行政運営を目指し、審議会委員等を公募により選出するなど、一部で市民参画機会の拡充が見られたが、明確な方針の決定による全庁的な取組みや公共サービスの向上には至らなかった。今後は、さらなる市民参画機会の拡充や支援制度の充実を図るとともに、市民協働によるまちづくりのシステムづくりが重要な課題となる。

### (5) 財政の健全化

財政集中改革プランを基に、市債の削減が図られ、年々起債残高は対前年度を下回る傾向が定着した。予算編成についても、平成19年度より枠配分方式を取り入れ、経常的経費の削減に取り組んできている。

平成20年6月に、旧3町の水道事業及び料金を統一し、市補助金の削減が行われた。今後は、維持管理を主体に財政健全化に努めなければならない。

税等の収納率向上の取組みとしては、滞納処分の一環として、インターネット公売・不動産公売等を他市町村に先駆け実施し悪質滞納者対策を実施。合わせて、納税者のニーズに応えるため、コンビニエンスストア納付を実施するなど納付場所等の拡大を図った。今後も現状を分析し、収納率向上に向けさらなる納付機会の拡大が求められる。

使用料・手数料の見直しについては、水道料金、ゴミ処理手数料は行われたが、その他の料金等の見直しが今後の課題である。また、遊休市有地の処分についても、今後現状把握を行い自主財源の確保の観点から売却の推進が求められる。

### (6) 情報化の推進

合併と同時に庁舎内イントラネットの整備を行い、住民情報・税情報のデータを活用した3庁舎間の窓口サービスの向上に取り組んでいる。また、市公式ホームページ及びメールマガジンや広報紙の掲載内容の充実を図り、行政からの情報を積極的に発信してきた。

今後は、過去に発信してきた行政情報の有効性を検証するとともに、情報化社会の拡大に併せた住民サービスのあり方、ブロードバンドの整備に伴う電子申請等の情報の電子化推進等の方向性についても検討しなければならない。

## ■ 第2次行政改革大綱基本方針

---

### (1) 行政改革の必要性

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、「国から地方へ」新しい時代の流れが動き出しました。本市も、平成17年9月2日に合併し、新しいまちづくりに対し市民の負託に応えるべく、平成18年9月に第1次行政改革大綱を策定し、行政サービスの向上と行政内部のスリム化・効率化を目指し、組織機構の見直しや職員数の大幅な削減、事務事業の見直しを行い、職員の意識改革など、さまざまな行政改革に取り組み、一定程度の成果を上げてきました。

一方では、少子高齢社会の進行、環境問題、情報技術の高度化などにより社会環境は急速に変化し、市政に対する市民ニーズも多様化・高度化しており、行政を取り巻く環境は常に変化しています。

さらに、昨今の世界的な金融危機等の影響による景気の後退、雇用情勢の悪化など依然として厳しい経済状況が続いています。

このような状況において、時代の変化に対応した政策課題や施策の実現を図るためには行政のスリム化、強固な財政基盤の確立と合わせて、本格的な市民協働のまちづくりが求められています。

当市では、このような現状の課題を解決するため、経営的視点に立ち、従来の価値観や行政手法に捉われることのない事務事業の遂行など、将来にわたり持続可能な行財政システムの構築に向け、新たな行政経営の指針として「第2次行政改革大綱」を策定します。

### (2) 行政改革推進の基本的方針

行政改革は、社会情勢の変化や時代に即した行政需要に的確に対応し、行政サービスを提供していくため、新たな視点で見直し、効果・効率的な行財政運営を進めていく仕組みに改めるものです。

複雑化する行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応し、効果的、効率的な行政サービスを安定的に提供していくため、行政経営の視点から事業の選択と集中、妥当性・有効性・効率性等の検証など、成果に重点を置き、公平で透明性の高い事業を展開します。

さらに、市政への積極的な市民参加を促すとともに、NPOや各種団体を行政のパートナーとして位置付け、積極的な相互支援ネットワークを構築し、行財政システムと組み合わせた行政改革を計画的に推進します。

改革の目標をできる限り数値化し、実施までの期間が、数年度にわたるものなどは、年度毎における到達目標を明確にし、積極的な改革に取り組みます。

### (3) 行政改革大綱の推進期間

行方市総合計画との整合性に配慮し、平成23年度から平成28年度までの6ヵ年間で第2次行政改革大綱の推進期間とします。

ただし、社会情勢等の変化に対応するため、年度毎に検証し適宜見直しを行います。

### (4) 行政改革大綱の推進体制

第2次行政改革を推進実現するため、「行方市行政改革推進本部」を中心に推進体制の強

化を図り、危機感を共有することで全ての職員の共通認識を高め、一体的な取り組みを推進します。

また、市民の声を反映できるように、市議会並びに行方市行政改革推進委員会の意見を十分尊重し、理解と協力を得ながら推進します。

## (5) 行政改革大綱の重点項目

1. 信頼と責任ある行政経営
  - 1-1 情報化の推進
  - 1-2 行政評価システムの確立
  - 1-3 組織・業務の継続的な見直し
  - 1-4 公有財産の有効活用
  - 1-5 職員の資質向上と適正化
2. 市民協働による行政経営
  - 2-1 市民協働の推進
  - 2-2 市民協働の環境整備
  - 2-3 外郭団体等の運営自立促進
3. 健全財政による行政経営
  - 3-1 歳入の確保
  - 3-2 経常収支比率の抑制
  - 3-3 実質公債費比率の抑制
  - 3-4 財政調整基金等の有効活用
  - 3-5 地方公営企業の財政健全化

## (6) 行政改革実施計画（新集中改革プラン）の策定

第2次行政改革を推進し、実現するための具体的な取り組みについては、大綱に示した重点事項を基に行政改革実施計画（新集中改革プラン）を策定し、計画的な推進を図ります。

また、行政改革の進捗状況は、行方市行政改革推進委員会に報告し、多面的な観点から意見と助言を受けるとともに、市報やホームページを活用して広く市民に公開します。

行政改革実施計画（新集中改革プラン）は、推進期間中の状況変化を踏まえ、行政全般について絶えず、PDCAサイクルに基づき検証し、新たな視点に立って見直しを行います。

## ■ 新集中改革プラン

### (1) 新集中改革プラン策定の趣旨

新集中改革プランは、第2次行政改革大綱において示された基本方針を着実に推進するため、具体的な推進項目及び目標を設定し、進捗状況の進行管理や未達成部分の原因の追究及び対策の実施による課題の解決に努めます。

推進項目としては、第1次行政改革推進項目の実施状況の検証による継続すべき課題に加え、新たな課題の整理を行い、総合的に重要性・緊急性の高いテーマに取り組めます。

### (2) 新集中改革プランの実施期間

新集中改革プランの実施期間は第2次行政改革大綱の推進期間である、平成23年4月1日から平成29年3月31日までの6年間とし、進行管理を徹底し結果を公表すると共に、年度毎に検証を行い推進項目の追加等適宜見直しを行います。

### (3) 新集中改革プランの推進項目

## 1 信頼と責任ある行政経営

信頼される行政であり続けるため、積極的な情報の提供及び公開により行政の透明性を高めると共に、緊急性・重要性の高い行政課題の解決や、サービスのさらなる向上に対処するため、行政評価やPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルの検証に基づく評価改善を推進し、あらゆる業務の総点検を行います。さらに、事業の「選択と集中」・「経費節減」を意識し、公平・公正で信頼と責任ある行政経営を実践します。

### 1-1 情報化の推進

行政情報の効果的な提供のあり方について再検証を行い、透明性と効果を追求する。また、ブロードバンドの整備に伴い、電子申請等情報の電子化の推進を図る。

**推進項目 ① 情報提供手段の検証及び情報化の推進**

### 1-2 行政評価システムの確立

行政の施策や事務事業等についての外部評価を取り入れ、事業の効果性の再検証と透明性を高め、事業の総点検によるスクラップ&ビルドを促す行政評価システムを確立する。

**推進項目 ② 外部評価を組み入れた行政評価システムの導入実施**

### 1-3 組織・業務の継続的な見直し

事務事業の評価結果やPDCAサイクル化の徹底による継続的な組織・業務の見直しにより改善意欲を高め、効率的・効果的な事業の実施及び運営を迫る。

**推進項目 ③ 組織・業務の継続的な見直し改善**

**推進項目 ④ 委託業務及び施設管理運営の総点検（指定管理者制度・民間委託等）**

#### 1-4 公有財産の有効活用

公有財産の有効活用を促進し、利活用の可能性の低い財産については、自主財源の確保の観点から売却を推進する。

同時に学校適正配置に基づく学校跡地の利用計画を早急に策定し、有効活用を図る。

推進項目	⑤	公有財産の処分及び利活用
推進項目	⑥	学校跡地利用計画の策定及び推進

#### 1-5 職員の資質向上と適正化

職員の適正な配置と専門性の高い人材の確保を促進すると共に、人事評価制度の本格導入による、目標管理の平準化とマネジメントの強化を図る。

同時に心身の健康管理（特にメンタルケア）の充実等も図り、積極的な組織風土と意識改革を促し、職員の資質向上を目指す。

推進項目	⑦	定員適正化計画の推進（定員管理と多様な人材の確保）
推進項目	⑧	人事評価制度の推進（目標管理と人材育成）
推進項目	⑨	組織風土改革と意識改革

## 2 市民協働による行政経営

行政が行うべき分野、市民と行政が一体となり進める分野、市民の責任において主体的に進めていく分野を整理すると共に、「協働」「共創」の豊かな市民協働社会を実現するためのシステムを構築します。

また、公平性の確保と透明性の向上を図り、市政への市民参加を拡充すると共に、住民意識の高揚を促し、市民協働による行政経営を目指します。

さらには、公益法人等への行政の関与のあり方を明確化し、自立の促進を図ります。

#### 2-1 市民協働の推進

市民と行政の役割を再検証し、明確化すると共に、市民参画の機会を拡充し、自主的で意欲的な市民活動を支援する制度の充実を図る。

推進項目	⑩	市民参画の機会の拡充
推進項目	⑪	市民活動支援制度の充実

#### 2-2 市民協働の環境整備

本市の特性を生かした魅力的なまちづくりを推進していくための、市民と行政の協働による効果的な「まちづくりシステム」を構築する。

推進項目	⑫	市民と行政の協働システムづくり
------	---	-----------------

#### 2-3 外郭団体等の運営自立促進

行政と公益法人・団体等の連携及び関与のあり方を検証し、行政に依存しない健全で自立した運営体制の確立を目指す。

推進項目	⑬	公益法人との連携及び関与のあり方を検証
推進項目	⑭	団体等への補助金の適正化と自立促進



### 3 健全財政による行政経営

持続可能な行政経営の確立を図るため、新たな財政集中改革プランを策定し、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上及び力強い財政構造への転換を図ります。

#### 3-1 歳入の確保

本市の歳入は、市税と地方交付税で、全体の6割を占めている。市税に関しては、年々収納額が減少を続け、地方交付税は合併特例期間(H27)を過ぎると段階的に減額交付となり、平成33年度から大幅な減額が予想される。このような状況の下、恒常的な歳入増加策として、市税収納率の向上、受益者負担の適正化などを行い、臨時的な歳入増加策として市有地等の売却などによる歳入の確保を図る。

推進項目	⑮	歳入の確保と収納率向上
推進項目	⑯	使用料・手数料等の受益者負担の適正化

#### 3-2 経常収支比率の抑制

市として特色ある事業を実施するため経常的に支出される人件費・物件費・扶助費・公債費・補助費などの経常的経費の見直しを行い、弾力性のある財政運営を行う。

推進項目	⑰	経常経費の削減
------	---	---------

#### 3-3 実質公債費比率の抑制

地方債を財源とする事業の実施については、事業の必要性及び事業費の精査により、起債の発行額を抑制し、実質公債費比率の増加を抑える。

推進項目	⑱	公債費の削減
------	---	--------

#### 3-4 財政調整基金等の有効活用

景気低迷による大幅な減収や、災害の発生による不測の支出増に対する備え、又は安定した市民サービスを行うための基金として、財政調整基金残高の確保と有効活用を図る。

計画期間中においては、学校施設の整備が集中することから、公共施設整備基金の積立と有効活用を図り、年度間の負担の平準化を図る。

推進項目	⑲	基金残高の確保と有効活用
------	---	--------------

#### 3-5 地方公営企業の経営健全化

近年、水道事業には多様化・高度化した利用者ニーズに応え、安心安全な水の供給が求められている。この様な中で、今後より一層の経営の健全化に取り組み、長期的に安定した水道事業経営を目指す。

下水道事業は、霞ヶ浦と北浦の水質改善と生活環境の整備をするため、3つの特別会計があり、それぞれに、受益者負担の適正化と経営の健全化に努め、今後も投資効果を考慮して事業認可区域を選定し、一層の水洗化への普及促進を図る。

また、市町村設置型合併浄化槽の普及についても合わせて検討を行う。

推進項目	⑳	上下水道の財政健全化
------	---	------------

## **4** 行財政改革による市民生活への還元

- ①市民サービスの向上
- ②暮らしやすい環境整備

## ■ 行方市行政改革推進委員会委員名簿

任期:平成22年～23年度

No.	氏名	所属等	備考
1	平野晋一	市議会議長	
2	椎名政利	市議会総務委員長	
3	原瑞穂	市農業委員会会長	
4	宮河晃	市区長会長	
5	藤崎義克	識見者	会長
6	平野倫子	識見者	
7	小沢幸子	識見者	
8	根本賢一	識見者	副会長
9	額賀信喜	識見者	
10	代々城忠義	識見者	
11	筒井好	識見者	

## ■ 第2次行政改革大綱策定までの経緯

平成22年 4月21日	行革幹事会
平成22年 5月 6日	第9回行革本部会議
平成22年 7月 1日	第17回行革委員会
平成22年 8月 4日	行革幹事会
平成22年 8月 6日	第18回行革委員会
平成22年 9月 9日	各課ヒアリング
～ 22日	(課題整理及び意見調整)
平成22年 9月29日	第19回行革委員会
平成22年10月15日	行革幹事会
平成22年10月19日	第10回行革本部会議
平成22年10月29日	第20回行革委員会
平成22年11月 8日	各課実施計画書作成
～ 30日	(計画書取りまとめ)
平成22年12月 1日	パブリックコメント(市民意見公募)
～ 28日	*広報紙及びホームページ
平成23年 1月 4日	各課再確認及び調整
～ 14日	(実施計画書最終案取りまとめ)
平成23年 1月21日	行革幹事会
平成23年 1月28日	第21回行革委員会(諮問)
平成23年 2月24日	第22回行革委員会(答申)

## ■ 行方市行政改革推進委員会設置条例

---

平成 17 年 9 月 2 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、行方市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、行方市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 2 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 31 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## ■ 行方市行政改革推進本部設置要綱

---

平成 17 年 9 月 2 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 行政改革の推進を図るため、行方市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長(副市長に事故があるときは総務部長)をもって充てる。
- 3 本部員は教育長、各部長、理事及び課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、政策推進課において処理する。

(平 22 訓令 6・一部改正)

(補則)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 17 年 9 月 2 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 7 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 12 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年訓令第 9 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年訓令第 6 号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年訓令第 6 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。